

崎県公

平成20年3月24日(月曜日) 第 1966 号

癷 行 호 印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生す る騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音 について規制する地域の指定の一部を改正する ○振動規制法に基づく振動を防止することにより

住民の生活環境を保全する必要があると認める

○悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制 基準の設定の一部を改正する告示……(環境管理課) 1 頁 ○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定 する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告 示……………………………………………(都市計画課) 1 ○都市計画事業の変更の認可……(公園下水道課) 1 告示…………………………(環境管理課) 1 ②県営土地改良事業計画の変更………………(農村整備課) 2 ○県営土地改良事業に係る換地処分………(// //)2 ○都市計画の決定図書の写しの縦覧………(都市計画課) 2

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百九号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建 設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和四 十七年[四崎県告示第六百四十四号] 中

「 都域市 延岡市 日南市 小林市 日句市 卑間市 西都市 えび の市 情武町 田野町 佐土原町 菊郷町 三段町 山之口町 高 城町 山田町 高崎町 高原町 高岡町 国富町 綾町 高錦町 脊富町 川南町 都農町 門川町 北川町 東郷町 高千篋町 北 郷町 北方町

「 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 北郷町 南郷町 三段町 高原町 国富町 矮町 高鍋町 新富町 川南町 跳農町 門川町 高千穂町 に致める。

平成二十年三月二十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

阿福里凯尔第二万十号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を 保全する必要があると認める地域の指定(平成四年宮崎県告示第四 百八十二号) 中

「 郡城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの 市 清武町 田野町 佐土原町 北郷町 南郷町 三段町 山之口町 高城町 山田町 高崎町 高原町 高岡町 国富町 綾町 高鍋町 斧 富町 川南町 都農町 門川町 東郷町 北方町 北川町 高千穂町

「 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 え びの下 青芪町 北郷町 菊郷町 三投町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高子穂町 に致める。

平成二十年三月二十四日

四海県岩沢第二石十一号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定(平成 七年宮崎県告示第五百二号) 中

「 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 田野町 佐土原町 北郷町 南郷町 三段町 山之口町 高城町 山田町 高崎町 高原町 高岡町 国富町 篠町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 北川町 北 浦町 高于穂町

「 都城市 延岡市 日南市 小林市 日句市 串間市 西都市 えびの市 清武町 北郷町 南郷町 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 郡農町 門川町 高子穂町 に致める。

平成二十年三月二十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

阿哈黑告示第二百十二中

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁 止地域等(平式五年宮崎県告示第六百三十号)の一部を欠のように 改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月11十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

五2の表国道ニニ○号の項中「県立日南養護学校前」を「県立日 南くろしお支援学校前一に致める。

宮崎県告示第 213号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により、 平成18年宮崎県告示第 426号による宮崎都市計画公園事業の事業計 画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称

宮崎県公報

宮崎市

- 2 都市計画事業の種類及び名称宮崎広域都市計画公園事業 4・4・2号宝塔山公園
- 3 事業施行期間 平成16年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地

収用の部分 宮崎市佐土原町上田島字百貫地及び字水ヶ廻地内 使用の部分 なし

公

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の3第1項の規定により、栗の尾地区県営土地改良事業(美郷町・椎葉村、中山間地域総合農地防災事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類 変更に係る十地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
- 平成20年3月24日から平成20年4月21日まで 3 縦覧場所

美郷町役場産業建設課内、椎葉村役場農林振興課内

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の2第9項の規定により、古屋二反野地区大平山換地区県営土地改良事業(綾町、県営中山間地域総合整備事業)に係る換地処分をした。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第20条第1項の規定により、 都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に 供する。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称 日向市
- 2 都市計画の種類及び名称 日向延岡新産業都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県日向土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年3月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 LAN用クライアントパソコン 1式(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付工事等)
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成20年7月31日
- (4) 契約期間 平成20年8月1日から平成25年7月31日まで(60月)

- (5) 納入場所 宮崎県庁本庁各課及び出先機関
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の5 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約 であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合 のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契
 - テ 本件契約の相手力かその頁めに帰すべき理由により本件契 約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成19年宮崎県告示第 339号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設 置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供 等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供 できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、 第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは これに応じなければならない。

- ア 提出場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号 0985 (26) 7045
- イ 提出期限 平成20年5月15日午後5時
- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送にあっては、書留郵便に限 る。)により提出すること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
- (2) 期間 平成20年3月24日から平成20年5月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- 5 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
- (2) 期間 平成20年4月22日から平成20年5月15日まで(土曜日、 日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札に関する質問事項等の受付

本件入札に関する質問については、平成20年5月15日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
- (2) 提出期限 平成20年5月22日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 2階 201会議室
- (2) 日時 平成20年5月23日午前11時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第100条の規定による。

- 10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 14 その他

日本語及び日本国通貨

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Client Personal Computer for Local Area Network,1set
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.22 May 2008
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Information Administration Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 TachibanadoriHigashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7045